

# 衆議院農林水産委員会ニュース

平成 30. 11. 20 第 197 回国会第 5 号

11 月 20 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

## 1 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 9 号）

- ・吉川農林水産大臣、小里農林水産副大臣、長尾内閣府大臣政務官、濱村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新）
- ・野中厚君外 6 名（自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新）から提出された附帯決議案について、石川香織君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 小島敏文君（自民）

- ・地理的表示（G I）制度は EU が発祥と聞くが、どのような経緯で制度が発展してきたのか伺いたい。
- ・我が国における G I 制度の目指すところは何か。
- ・G I 制度の周知はどのような方法で行うのか。

### 稲津久君（公明）

- ・G I 産品の EU との相互保護のメリットは何か。
- ・先使用期間の制限に例外があるが、例外があると実質的に制限がなくなるのではないか。
- ・農林水産物・食品の輸出目標 1 兆円の達成に向けて、輸出対策に今後どのように取り組むのか。

### 石川香織君（立憲）

- ・北海道胆振東部地震によるブラックアウトを背景として明らかとなった乳業メーカーの課題に対してどのように関わっていくのか。
- ・日 EU ・E P A による農林水産物への影響試算は、対策を前提としない影響額を示すべきではないか。
- ・今後、どのような国・地域と G I の相互保護を進めていくのか。

### 櫻井周君（立憲）

- ・G I 制度と地域団体商標制度の使い分けについて、どのように考えるのか。
- ・日本で登録されている G I 産品が EU で侵害されている実態はあるのか。

- ・知的財産の保護に関し、G I 法、商標法、特許法、種苗法などがあるがそれらを組み合わせて、保護していくことが必要と思うがどう考えるか。

### 関健一郎君（国民）

- ・G I 制度について、わかりやすく周知していくことが必要ではないか。
- ・農林水産省だけが突出して人員削減を進める理由は何か。
- ・収入保険制度について、一人でも多くの農業者に知ってもらう必要があるのではないか。

### 大串博志君（無会）

- ・日米貿易協議において、日 EU ・E P A で T P P 協定以上に譲歩している品目以外でも、個々の品目で T P P 協定以上に譲歩する可能性について農林水産大臣の見解を伺いたい。
- ・日米貿易協議に関して、茂木国務大臣は、農林水産品について、「全体として T P P の水準までの譲歩が最大限」と発言しているが、「全体として」とはどのような意味か。
- ・チーズについて日 EU ・E P A 以上に譲歩した場合、他の品目においてここまで取り戻すというような基準はあるのか。

### 田村貴昭君（共産）

- ・G I 産品の品質管理を生産者団体に任せるのではなく、EU と同様に、第三者機関による検査を導入すべきではないか。

- ・日EU・EPAについて、対策を講ずれば乳製品の生産量に影響がないとしているが、どのような対策を講じようとしているのか。
- ・EUからの林産物の輸入拡大は、我が国における木材の自給率向上に逆行するのではないか。

### **森夏枝君（維新）**

- ・我が国のG I 製品の登録数は順調に増えているのか。
- ・EUとのG I の相互保護の対象となる産品をどのように増やしていくのか。
- ・G I を利用してEUに輸出を拡大していくための取組について伺いたい。